# 令和3年度福井県・市町不動産合同公売会のお知らせ

県と市町が合同で、滞納整理のため差し押さえた不動産の公売を実施します。 今回は、2市(あわら市、坂井市)が物件を出品します。

日 時:令和3年11月19日(金)午前9時30分から

場 所:福井県立図書館多目的ホール(福井市下馬町51-11)

公売方法:期日入札

# 〇公売予定物件の概要(※詳細は、各執行機関までお問い合わせください。)

No.	物件の概要		公売保証金	見積価額	執行機関
1	あわら市下金屋 30 字ヨメヲドシ 21 番 24 雑種地 1 筆	235 m <sup>2</sup>	26,000 円	260,000 円	あわら市
2	坂井市三国町米納津 13 字鴨田 41 番 畑 1筆	480 m <sup>2</sup>	20,000 円	160,000 円	坂井市
3	坂井市丸岡町八ケ郷8字八牧田19番1 田 1筆	1,504 m <sup>2</sup>	450,000 円	4,470,000 円	坂井市
4	坂井市丸岡町八ケ郷8字八牧田20番1 田 1筆	1,504 m <sup>2</sup>	450,000 円	4,470,000 円	坂井市
5	坂井市三国町池上 97 字王屋敷山 123 番 他 畑 6筆	3,260 m <sup>2</sup>	110,000 円	1,030,000 円	坂井市
6	坂井市三国町浜地 40 字長面 2 番 田 1筆	679 <b>m</b> ²	20,000 円	200,000 円	坂井市

\*滞納税額が完納になった場合等には、公売を中止するなど変更がありますので、公売日の前日に各執行機関にお問い合わせください。

\*合同公売会の詳細については下記URLの県HPをご覧ください。

(URL: https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/goudoukoubaikai03.html)

## 〇公売参加に関するお問い合わせ先

福井県総務部税務課納税推進室

住所:福井市松本3丁目16-10(福井合庁3階) TEL:0776-20-0515

## 〇公売物件に関するお問い合わせ先(※上記「〇公売予定物件の概要」のNo.参照)

物件No.	お問い合わせ先		
1	あわら市役所税務課収納グループ 住所:あわら市市姫三丁目1番1号	TEL:0776-73-8013	
2~6	坂井市役所財務部納税課 住所: 坂井市坂井町下新庄第1号1番地	TEL:0776-50-3024	

#### 〇当日の準備物

入札当日には次のものが必要となりますので持参してください。

#### 1 公売保証金

現金または小切手(執行機関によって使用できる小切手が異なりますので、詳細は各執行機関にご確認ください。)により、公売財産ごとに定めた金額を公売会場で納付してください。

#### 2 陳述書

入札する場合は、国税徴収法第99条の2の規定により、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。 以下同じ。)に該当しない旨の陳述をしなければ入札することができません。

なお、公売により最高価申込者等になった者等については、国税徴収法第106条の2の規定により、暴力 団員等に該当するか否かに関し、必要な調査を福井県警察に嘱託します。

陳述書を提出するにあたり、次のとおりご注意ください。

- ① 入札者が個人の場合は「陳述書(個人用)」を、法人の場合は「陳述書(法人用)」と併せて「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を提出してください。
- ② 自己の計算において入札等をさせようとする者(代理人)がいる場合には、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- ③ 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- ④ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者または債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者は、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。
- ⑤ 共同入札の場合には、入札者(買受申込者)ごとに陳述書等(上記①~③)を提出してください。
- ⑥ 代理人が入札する場合には、本人(買受申込者)の陳述書等(上記①~③)を提出してください。
- ⑦ 陳述書等は、入札を行う財産(売却区分)ごとに提出してください。
- 3 印章:入札者が個人の場合は個人の印章、入札者が法人の場合で代表権限を有する者が入札行為をする場合は代表者印、代理人が入札する場合は代理人の印章をご持参ください。
- 4 委任状(代理人により入札する場合、共同で入札する場合に必要) 代理権限を証する「委任状」および委任者の住所証明書(住民票の写しや商業登記簿謄本)
- 5 収入印紙200円(入札者が営利法人の場合または不動産業者等である個人の場合のみ必要)
- 6 共同入札代表者の届出書兼共同入札者持分内訳書(共同で入札する場合のみ必要)

## 〇公売参加資格

1 公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。

ただし、入札を行う財産(売却区分)ごとに作成した陳述書を必ず提出してください。陳述書の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

なお、執行機関から公売場所への入札等を制限されている者および滞納者(国税徴収法第92条、第108条)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している認められた方は公売に参加できません。

2 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状・「陳述書(買受申込者記入のもの)」・「自己の計算に おいて入札等をさせようとする者に関する事項」および委任者の住所証明書(個人の場合は住民票の写し、 法人の場合は商業登記簿謄本)を提出してください。